

荒川運動公園バーベキュー事業等運営業務委託仕様書

この仕様書は、荒川運動公園内で実施するバーベキュー事業等運営業務委託に関し、川口市（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）が統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第1条（目的）

甲は、公園の利用者に対する快適なサービスを提供することを目的とし、バーベキュー事業等運営業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（法令及び規則などの遵守）

乙は、関連法令及び規則等を遵守するとともに、川口市荒川運動公園バーベキュー等事業者としての品位及び秩序の保持に努め、前条の目的に沿うよう最善の努力をしなければならない。

第3条（委託業務の内容、場所）

甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。

- (1) バーベキュー及び駐車場事業運営業務（代金の徴収を含む）
- (2) 前号に付帯する各種管理業務

2 業務を委託する場所（以下「委託場所」という）は、次のとおりとする。

公園名	名称	委託場所
荒川運動公園 所在地：川口市荒川町地内	荒川運動公園バーベキュー広場	バーベキュー広場・駐車場エリア

第4条（契約期間）

本契約期間は、令和8年4月1日から令和8年11月30日までとする。

ただし、事業実施日は令和8年4月4日から令和8年11月29日までの土曜日、日曜日、祝日の80日間とする。

（実施中止日：11月14日、11月15日）

第5条（売上高の納付）

乙は、事業実施日毎の売上高合計金額を収納日の後、甲の指定する金融機関又は収納代理金融機関の3営業日以内に払い込むものとする。

第6条（委託料）

甲は、乙の委託業務に対して支払う報酬（以下「委託料」という）は、乙に対してバーベキュー事業売上高合計金額（消費税含む）の〇%および駐車場事業売上高合計金額（消費税含む）の〇%に相当する

額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。

2 乙は、甲に対して委託料の請求は、毎月毎に行い翌月の10日までに行うものとする。

第7条（施設維持管理費の保障）

甲は、乙に対して契約満了日において、売上合計金額から委託経費を除いた額が施設最低維持管理費用である200万円を下回る場合、乙は甲に対してこれを保障すること。

ただし、天災等により長期にわたり運営ができなくなった場合は、甲と乙が協議をして定める。

第8条（費用の負担区分）

乙は、委託業務の遂行に伴う次の費用を負担する。

- (1) 第9条に定める設備などの管理に要する費用
- (2) 器材費
- (3) 人件費
- (4) 被服費
- (5) 消耗品
- (6) 第10条に定める委託業務遂行上必要とされる設備、備品等の費用
- (7) 第10条に定める設備、備品等の追加、変更、更新の費用
- (8) 生産物賠償責任保険及び損害保険、その他委託業務遂行上必要とされる保険料
- (9) 消費税相当額
- (10) 甲が予め乙に対して説明し書面により定めた委託業務遂行にかかる手数料
- (11) その他委託業務遂行に伴う一切の費用

2 その他、乙が費用を負担する項目であっても、特に甲が業務指定を行う場合には、当該指定業者への発注につき甲と乙が協議できるものとする。

第9条（設備の設置、使用）

甲は、甲が委託業務の遂行上必要と判断する委託場所の固定的な設備（以下「設備」という）については、甲が調達、設置する。当該設備の故障、老朽化等による修理、補充、取替及び更新に要する費用についても同様とする。

2 甲は、前項で定める設備を乙に無償で使用させる。乙は、前項に定める設備の使用について、いかなる権利も取得しない。

第10条（持込設備の設置、修理、補充、取替、更新）

乙が委託業務の遂行のために基本的に必要であると判断した委託場所の特定の設備、機器、什器備品類（以下「持込設備」という）については、乙の負担で調達及び設置する。持込設備の故障、老朽化等による修理、補充、取替及び更新に要する費用についても同様とする。

2 持込設備の設置、修理、補充、取替及び更新については、乙が甲の承認に基づき行う。乙が設備の設置、修理、補充、取替及び更新を希望するときは、あらかじめその方法・内容を書面で定め、甲から承認を受

けた日時・方法によって乙の負担で実施するものとする。

第1 1条 (使用上の制限)

乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、固定設備の全部又は一部を第三者に貸与し、若しくは使用させ、又は公園における委託業務の遂行以外の用に供してはならない。

第1 2条 (委託場所の管理義務)

乙は、善良なる管理者の注意義務をもって委託場所を管理するほか、災害予防に万全の配慮をしなければならない。

- 2 乙が前項の義務に違反して公園施設や設備を減失又は毀損したときは、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 3 開業前準備期間においても、本条で定める管理義務は発生する。

第1 3条 (開業前準備業務)

乙は、第1 4条に定める事業開始日までの乙の設備や備品持込及び商品搬入等、本業務の準備行為について、甲の指示に従うものとする。

- 2 前項の他、甲が必要と定める準備業務についても同様とする。

第1 4条 (事業実施日、事業実施時間)

事業実施日及び事業実施時間は、甲が指定する日及び時間とする。

- 2 事業実施日及び事業実施時間の変更及び事業の実施・休止等については、その都度、甲と乙で協議するものとする。

第1 5条 (利用料金、販売品目、価格)

利用料金、乙が販売する品目及び販売価格は、あらかじめ所定の手続きにより甲の承認を得なければならぬ。これらの変更についても同様とする。

- 2 乙が販売する品目のうち、甲が不適当と認めた品目については、甲は乙に販売の中止または、価格の変更を指示することができ、乙はその指示に従わなくてはならない。

第1 6条 (売上管理等)

乙は、週末毎に委託場所内の売上高合計額（消費税含む）を文書にて甲に報告しなければならない。日々の売上は乙の責任・費用で乙が保管するものとする。

第1 7条 (報告義務)

乙は、甲に対して日次の事業報告書を提出しなければならない。事業報告書は当日の事業終了後速やかに提出するものとする。ただし、甲の承認を得た場合は、翌日速やかに提出するものとする。

- 2 乙は、甲に対して財務諸表その他甲が乙の財務状態及び経営成績を把握するために必要と認めた書類

(仕入帳、棚卸表、売上帳等) を遅延なく提出しなければならない。提出方法・時期は別途甲乙協議の上決定する。

- 3 乙は、従業員が業務の実施中に公園又は施設の利用者から苦情・要望等を受けた場合には書面に内容を記載の上、事業報告書に添付し報告しなければならない。

第18条 (監査及び指導改善)

- 甲は、委託業務について毎月末又は甲が必要と認めた時期に監査を行うことができる。
- 2 甲は、監査の結果必要と認めたときは、乙に対して改善を指示することができる。
- 3 甲は、委託業務の内容、サービス、衛生状況、服務規律その他必要と認めた事項については隨時に立入検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合、甲は必要があると認めたときは乙に対して改善を指示することができる。
- 4 乙は、甲から本条第2項及び第3項による指示を受けたときは、それに関する改善計画書を甲に提出し、その実行に最善を尽くさなければならない。
- 5 甲は、乙が本条第2項及び第3項の指示に従わないときは、委託業務の停止を命ずることができる。

第19条 (従業員の管理)

- 乙は、乙の従業員の身元保証、健康、就労及び労務に関して、その管理及び監督の責任を負わなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する乙の現場責任者の住所、氏名、電話番号等を書面にて甲に届け出なければならない。
- 3 乙は、委託業務に従事する乙の現場責任者に異動または変更があるときは、直ちにその旨を書面にて甲に届け出なければならない。
- 4 甲は、乙の従業員が委託業務に従事するものとして著しく適当でないと認めたときは、その交替を要求することができる。
- 5 乙は、前項による要求があったときは、速やかに適格者を選任して委託業務に支障をきたさないようにしなければならない。

第20条 (届出事項)

乙は、次の各号の一に該当する事実が発生したときは、甲に対してその旨を、必要書類を添えて文書により遅延なく届出をし、本契約の継続につき甲の承認を得なければならない。

- (1) 本店所在地、商号又は代表者を変更したとき
- (2) 事実上の経営者、役員又は組織等会社の構成に重大な変更があったとき
- (3) 株主、資本構成又は定款に重大な変更があったとき
- (4) 実印を変更したとき
- (5) 上記各号の他に、本契約に定める届出事項が生じたとき

第21条 (行政上の各種許認可)

乙は、委託業務の遂行に必要となる行政上の各種許認可の手続き等を、乙の費用負担で行い、当該書類(証書等の写し)を甲に提出しなければならない。

第22条 (衛生管理等)

乙は、委託場所内及びその周辺を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すとともに、委託業務の遂行上必要とされる従業員の健康診断、衛生検査等を適切に実施して、当該結果を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、委託場所内及びその周辺の清掃について、乙の責任のもとに行い、常に環境美化に努めなければならぬ。
- 3 乙は、食品衛生責任者を定めて書面をもって甲に届け出なければならない。食品衛生責任者の変更についても同様とする。
- 4 乙は、従業員の健康状態について常に注意を払い、伝染病疾病等の罹患の場合はもちろん、その疑いがある場合であっても治癒又は罹患していない旨の医師の証明があるまでの間は、当該従業員を就業させてはならない。
- 5 甲は、乙の従業員が保健衛生上、委託業務の勤務に適当でないと認めたときは、その就業禁止などの措置を要求することができる。
- 6 甲は、保健衛生上乙の委託業務の遂行が不適切と認めたときは、委託業務の停止を命ずることができる。
- 7 乙は、乙の負担で生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

第23条 (事故防止)

乙は、委託場所の火気及び設備等の管理について十分な注意を払わなければならない。

- 2 乙は、防犯防災責任者を定めて書面をもって甲に届け出なければならない。防犯防災責任者の変更についても同様とする。

第24条 (非常事態の措置)

乙は、非常事態により人命や財産が危険にさらされたとき、又はその恐れがあると認めたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第25条 (管理規則等の遵守)

乙及び乙の従業員は、甲が別に定める管理規則(これに準ずるものを含む)、消防計画及び公園の管理運営に関する指示事項などを遵守しなければならない。

第26条 (契約終了時の措置)

乙は、本契約の終了の日までに委託場所を現状に回復して甲に返還しなければならない。この場合において、乙は自己の故意又は過失により損傷したものについては補修して返還し、委託場所等で造作加工した箇所については現状に復さなければならない。ただし、契約解除のときは、契約終了後遅延なく委

託場所を現状に回復して甲に返還しなければならない。

- 2 乙が前項の規定に違反して委託場所を返還しないときは、甲は乙の費用をもって委託場所に存する乙の所有物の廃棄を含む委託場所の原状回復のための措置をとることができるものとする。その際、甲は甲が被った損害の賠償を乙に請求できるものとし、この措置の完了時に委託場所の返還があったものとみなす。
- 3 本契約終了に際して、乙は甲に対して立ち退き料、損害賠償、事業の保証その他名目のいかんを問わず一切の請求ができない、又は、これらの請求を理由として委託場所の留置をすることはできない。

第27条 (協議事項)

本契約締結後において、関連法令等の改正又は経済情勢の大幅な変動その他により、契約内容が不適切と認められるに至ったときは、甲と乙は協議のうえ、その実状に応じて契約内容を変更することができる。

- 2 本契約に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義が生じた時は、その都度甲と乙が協議して定める。